

●意見内容一覧

パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱(案)についていただいたご意見等を取りまとめたものとなります。

No	意見内容	事務局より
1	<p>代田会長</p> <p>第2条の(定義)では、(1)の性自認や(2)の性的指向から始められており、とても丁寧で分かりやすい印象を持ちました。また、他方、全体の項目数はしっかり精査されており、全体として、内容、分量とも、とてもまとまりがとれた要綱になっていると思います。この(案)の通りで異論ございません。</p> <p>今後の話になりますが、何年かの運用の後、事実婚も含めていくことについてご検討いただければと思います。</p> <p>また、今年度に入って、尾張地区でもパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する自治体が増えてきています。制度を活かすうえで、制度利用者の利便性の向上はとても大事かと思っておりますので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携についても将来的にご検討いただければと思います。</p>	<p>事務局より</p> <p>ご指摘いただきました通り、事実婚や手続きの自治体間連携につきましては、おそらく今後も検討課題になると想定しております。</p> <p>本制度開始の趣旨が、ハーモニーⅣ中の基本施策「多様な性を尊重する社会の推進」に係る事業ということもあり、当初より宣誓対象者を性的マイノリティに限定した背景がございます。今後も国・県の動向を踏まえながら進めてまいります。</p> <p>今年5月に開始した春日井市をはじめ、尾張地区においても続々と制度開始しており、先日も特定の県内市町村同士で、LGBTに関する意見交換会を実施しており、その中では本制度の自治体間連携についても議題の一つとなっております。将来的には県内での連携も視野に入れておく必要があると考えております。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。 本要綱案を基に、2月の施行に向け引き続き準備を進めて参ります。</p>
2	<p>松田委員</p> <p>目配りのある要綱だと思いました。ただ、2～3点気づいたことを述べさせていただきます。</p> <p>1. パートナーシップ及びファミリーシップという言葉の「シップ」には、「関係」という意味／言葉が含まれているので、「パートナーシップ関係」とか「ファミリーシップ関係」という表現は屋上屋になるのではないかと。</p> <p>2. 2ページ目上から3行目 (4) 双方とも、他の者とのパートナーシップ・・・ 2ページ目上から4行目 (5) 宣誓しようとする者同士が、民法第734条から第736条・・・ 赤字の部分をつけ加えた方が明確になるのでは？</p> <p>3. 2ページ目第4条3(2) 戸籍謄本ではなく戸籍抄本では？</p>	<p>事務局より</p> <p>1. ご指摘いただきました通り、「シップ」と「関係」で内容が重複しておりました。他市町の要綱も確認し、修正させていただきました。</p> <p>2. 文書担当課にも記載方法について確認させていただき、以下のとおりとさせていただきます。 第3条(4) パートナーシップにある双方が、他の者とのパートナーシップ又はファミリーシップにないこと。 ・・・前項の書き出しに揃える形としました。</p> <p>第3条(5)変更なし ・・・第3条の用語の定義の中で、パートナーシップ宣誓者は2人であるとしたうえで、第3条の書き出しを、「宣誓をすることができる者は・・・」としていることから、ご指摘いただいた「宣誓しようとする者同士が、」を追記することで、内容が重複してしまうため。</p> <p>3. 戸籍謄本＝戸籍全部事項証明書、戸籍抄本＝戸籍個人事項証明書であり、ここでは、「戸籍謄本又は戸籍抄本が必要である」ことを記載しようとしておりましたが、ご指摘の通り統一性がないため、「戸籍謄本(戸籍抄本)」に修正させていただきました。</p> <p>上記内容に修正した要綱(案)を、別添にてご確認ください。 多数ご指摘いただきまして、ありがとうございました。</p>

●意見内容一覧

パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱(案)についていただいたご意見等を取りまとめたものとなります。

No	意見内容	事務局より
3 三原委員	<p>受領証明カードについて</p> <p>1 デザインがあまりに味気ない印象を受けました。他市のカードを検索してみたところ、図柄が工夫されていました。偽造防止の意味も含めて、小牧らしいデザインを加えたらどうかと思います。</p> <p>2 手続きは、事前に日時調整して行うとのことですが、カードも当日に発行されるのでしょうか。また、手続きに要する時間はどのくらいを想定しているのでしょうか。</p>	<p>1. あくまで要綱上でのデザインとなります。 様式第2 受領証明書、及び様式第3 受領証明カードにつきましては、この規格等を基に今後小牧市独自のデザインを検討して参ります。</p> <p>2. 宣誓から交付までの流れといたしましては、</p> <p>①事前に連絡をいただき、宣誓日(来庁日)を決める。 ②宣誓日当日、必要書類を持参のうえ来庁いただき、宣誓書を記入いただく。 ③宣誓書及び添付書類は、内部審査のため市で一旦お預かりし、証明書交付の準備が整うまで1週間程度お時間をいただく旨お伝えする。 ④審査終了後、証明書等交付の準備ができ次第、宣誓者にご連絡し、交付日(来庁日)を決める。 ⑤証明書、及び証明カードを宣誓者へ交付する。</p> <p>となります。</p>